

前橋老人ホーム（介護予防）特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

1 ご利用施設

法人名 社会福祉法人 恵風会
施設の名称 前橋老人ホーム
住所 群馬県前橋市日吉町二丁目20番地14
電話番号 027-231-3430
施設の種類 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護
平成18年10月1日指定 事業所番号：1070102619

2 施設の経営方針

- ・ 心のかよう行き届いたサービスを目指します
- ・ 前橋市の中心にあってどなたでも利用できる施設を目指します
- ・ 地域の皆さんに開かれた愛される法人を目指します
- ・ 長い歴史のある伝統を生かし時代にあった新しい経営を目指します
- ・ 生きがいのある高齢社会づくりの一翼を担います

3 施設の設備・居室の概要

- ・ 2人部屋 40室 （1部屋あたり15.06㎡）
- ・ 1人部屋 6室 （1部屋あたり12.3㎡）
- ・ 食堂 2カ所
- ・ トイレ 6カ所
- ・ 浴室 2室 （一般浴槽4 介護浴槽2）

(1) 居室内の設備

ベッド（必要な方）・押し入れ・開き戸・下駄箱・四段タンス・テレビ・時計・
布団類・ごみ箱 等

- (2) 当施設の居室は原則2人部屋です。入居後、ご利用者様の状況に応じて居室変更をする場合があります。変更する場合の主な理由は以下のとおりです。なお、居室変更する場合は、ご利用者様の同意を得たうえで行います。

- ア 体調の変化により適切に介護サービスを受けることが困難な場合
- イ 他利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障がある場合
- ウ その他正当な理由がある場合

4 施設の職員配置

当施設では、ご利用者様に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

- ・ 管理者 1人
- ・ 生活相談員 1人以上
- ・ 介護職員 9人以上
- ・ 看護職員 1人以上
- ・ 機能訓練指導員 1人以上（看護職員と兼務。）
- ・ 計画作成担当者 1人以上

5 サービスの内容

(1) 特定施設サービス計画の立案

ご利用者様について、解決すべき課題を把握し、ご利用者様の意向を踏まえたうえで（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスに係わる目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ（介護予防）特定施設サービス計画を作成します。

(2) 健康管理

看護職員により、常にご利用者様の心身の状況、生活状況に気配りし、健康保持のために、適切な措置を講じます。

(3) 相談及び援助

生活相談員をはじめ従業者が、ご利用者とその家族に対し相談に応じ、必要な援助を行います。

(4) 介護サービス

ア 食事

朝食 8:00～ 8:30

昼食 12:00～12:30

夕食 17:30～18:00

食事形態についてはご利用者様の摂取状況に合わせて調理をし、また、医師の指示による食事提供にも応じます。食事介助は原則として（介護予防）特定施設サービス計画の内容に沿って対応します。

イ 入浴

入浴介助は、（介護予防）特定施設サービス計画の内容に沿って対応し、入浴介助が必要な場合であっても、入浴又は清拭を週2回行います。なお、入浴介助が必要ではないご利用者様はご自由に入浴できます。

ウ 排泄

排泄介助は、（介護予防）特定施設サービス計画の内容に沿って対応します。

エ 日常生活上の更衣等

日常生活上の更衣、シーツ交換、体位交換、移動の見守り等の介護は、(介護予防) 特定施設サービス計画の内容に沿って対応します。

オ 機能訓練

日常生活動作の維持または向上のための機能訓練を生活機能訓練として、日常生活の中で実施します。また、必要に応じて、(介護予防) 特定施設サービス計画の内容に沿って、看護職員等が個別に機能訓練を実施します。

カ 健康管理

嘱託医その他の医師の定期的な往診があります。専門科等の医療機関の受診は、ご利用者様のご家族に付き添いをしていただく場合があります。(職員の介添えが必要な場合はご相談ください。)

(5) その他のサービス

ア 理美容

毎月理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用ください。

イ レクリエーション

年間を通して外出行事、誕生会、クラブ活動等の行事が行われ、自由に参加出来ます。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

ウ 買い物援助

週2回、嗜好品・日用品の注文販売を行っていますので、実費負担にてご利用ください。

エ 安否確認について

職員による定期巡回(5:00 10:00 15:00 20:00 24:00)を行うほか、適宜居室や施設内の見回りを実施しています。

また、ナースコールを居室、トイレ、風呂場に設置しています。

6 利用料金等

(介護予防) 特定施設入居者生活介護の額は介護報酬告示上の額とし、特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料は各ご利用者様の負担割合に応じた額とします。利用者負担割合に変更があった場合、その負担割合に合わせてご利用者の負担額を変更します。なお、利用料の改定がある場合は、書面をもってご利用者にお知らせします。

(1) その他自己負担となるもの

ア 医療費

イ 理美容代

ウ ご利用者の嗜好品や衣類等の購入代

(2) 支払方法

利用料は1か月ごとに計算し、請求いたしますので、翌月末日までに以下の何れかの方法によりお支払いください。

ア 窓口での現金支払い

イ 下記指定口座へのお振込

群馬銀行 前橋支店 普通預金 1698698

社会福祉法人 恵風会 前橋老人ホーム 理事長 田邊 潔

ウ 金融機関口座からの自動引落

ご利用できる金融機関：群馬銀行、その他の金融機関（ただし、ゆうちょ銀行は除く。）

7 事故発生時の対応

当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合には、事故防止マニュアルに基づき必要な措置を講じます。また、ご利用者様とご家族・前橋市の担当者に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して行った処置を記録し、再発防止のための対策を講じるものとします。

8 虐待防止に向けた体制等

管理者は、虐待発生防止に向け、以下の措置を実施します。管理者、これらの措置を適切に実施するための専任担当者とします。

(1) 虐待防止委員会を設けます。

(2) 虐待防止委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止の検討を行います。

(3) 職員は、年2回以上、虐待の防止に向けた研修を受講します。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに前橋市等の関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について速やかに虐待防止委員会で協議し、その内容について職員に周知するとともに、前橋市等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

9 重度化した場合の対応における(看取り)について

別紙参照

10 サービス内容に関する苦情・相談窓口

(1) 当施設における苦情・相談の受付

・受付窓口 生活相談員（岡田 友江・中村 弥和）

・受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15

(2) 行政機関等の苦情受付機関

- ・前橋市役所
介護保険課
所在地 前橋市大手町2-12-1
電話番号 027-224-1111
受付時間 8:30~17:15
- ・国民健康保険団体連合会
所在地 前橋市元総社町335-8
電話番号 027-290-1376
受付時間 8:30~17:15
- ・群馬県社会福祉協議会
所在地 前橋市新前橋町13-12
電話番号 027-255-6033
受付時間 8:30~17:15

(3) その他(苦情解決第三者委員)

苦情解決第三者委員 山田 浩史・荻野 恒夫

令和 年 月 日

当事業所の特定施設入居者生活介護にあたり、ご利用者に対して契約書並びに本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

【事業者】

事業者名 社会福祉法人 恵風会 前橋老人ホーム
 代表者職氏名 理事長 田 辺 潔 印
 事業者指定番号 1070102619
 事業者住所 〒371-0017
 群馬県前橋市日吉町二丁目20番地14
 電話番号 027-231-3430

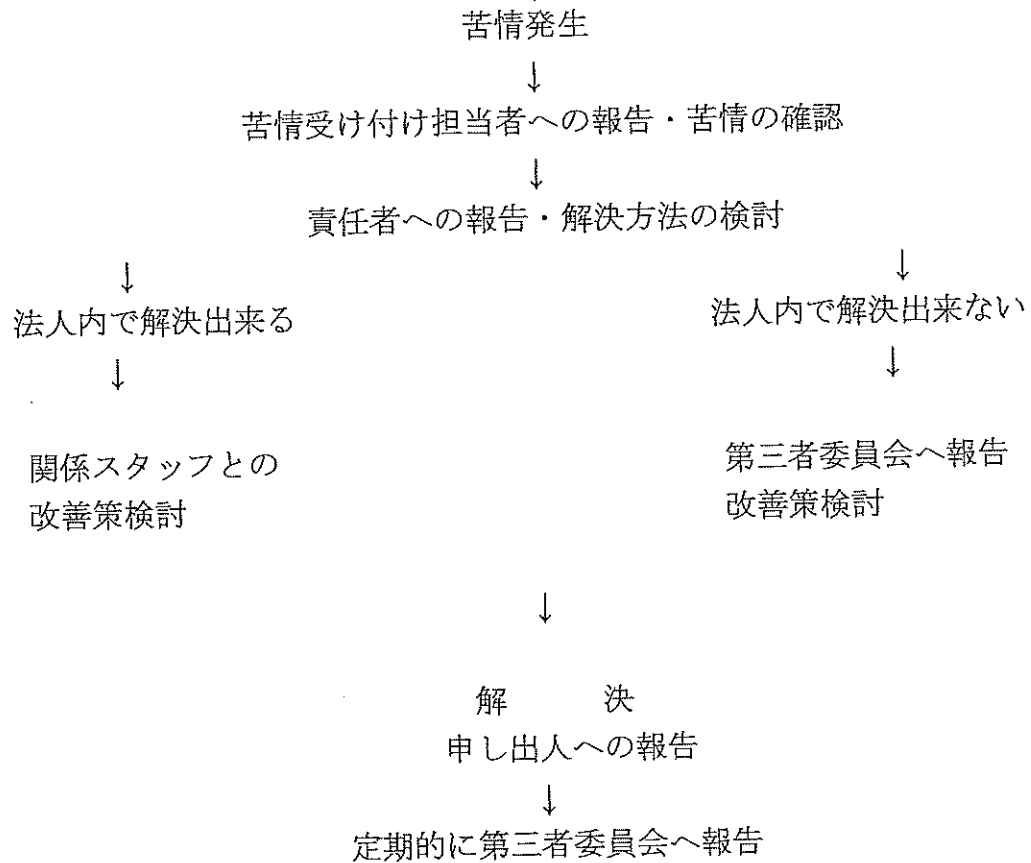
利用者は、契約書並びに本書面により、事業者から特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

利用者住所 前橋市日吉町二丁目20番地14 前橋老人ホーム
 利用者氏名 印
 代筆者氏名 印 (関係)

苦情解決の仕組み

社会福祉法人恵風会



苦情責任者	施設長	井桁	玲子	
窓口	相談員	岡田	友江	中村弥和
第三者委員	山田	浩史	荻野	恒夫

苦情受け付けボックス（ご意見箱）を 玄関に設置しています。

重度化した場合の対応における（看取り）指針

前橋老人ホーム

1. 基本的考え方

ご利用者が人生の終焉を迎えた時に、ご利用者及びご家族の意向を尊重したケアを実施することで安らげる生活の場を提供し、身体的・精神的苦痛、苦悩を出来るだけ緩和し、残された余命を平穏に過ごしていただくため看取りを実施します。

2. 看取りの対象

- (1) ご利用者及びご家族が「看取り介護指針」の説明を受け、看取り介護について同意され「看取り介護同意書」を提出された場合
- (2) ご利用者の疾患の症状が進行し、あるいは障害や加齢により自然治癒力が著しく低下し、治療によりこれ以上生命の質を向上させる可能性が認められず、回復する見込がないなど医師により終末期であると診断された場合

3. 基本姿勢

- (1) 自己決定権を最大限に尊重します。
- (2) ご利用者のこれまで生きてきた歴史を尊重した上でケアを実践します。
- (3) 可能な限り身体的・精神的苦痛の緩和・軽減を図り、ご利用者がその人らしく過ごすことが出来るよう援助します。
- (4) 職員全員がケアプランに沿った一貫したケアに努めます。
- (5) 看取りケアの後は、遺族や友人（他のご利用者）が喪失感に苛まれないようグリーフケアに努めます。

4. 実施手順

- (1) ご利用者並びにご家族に対し、ご利用者の意思表示として「看取りについての事前確認書（リビングウイル）」を作成して頂きます。「看取りについての事前確認書（リビングウイル）」はご利用者の意向に沿って、何度でも書き換えることができます。
- (2) 医師により医学的に回復の見込がないと判断された時点から看取りケアを開始します。その場合は、医師の診断に立ち会って頂き、看取りケア開始の同意を頂きます。
- (3) 看取り期においては、必要な場合を除き2週間ごとにカンファレンスを行い、ケアに携わる全職員が統一した認識を持ってケアプランを策定し、ご利用者並びにご家族に対し、十分な説明を行い、同意を得ます。また、必要に応じて適宜ケアプランの見直しや変更の祭には、ご利用者並びにご家族に対し説明し同意を得ます。
- (4) ご利用者がお亡くなりなり、看取りケアを終了した後は、デスカンファレンスを行い、今後の看取りケアに繋がります。

5. 実施にあたって

(1) 施設整備

尊厳ある安らかな最期を迎えていただくために、可能な限り、住み慣れた居室で過ごして頂き、その人らしい人生を全うして頂くために環境整備に努めます。痰の吸引、呼吸器の管理、精神的な不安等で目が離せない場合には、静養室を提供することも検討します。また、ご家族の面会や宿泊等に対し、出来る範囲内での設備器具を提供します。

(2) 施設内の連携体制

看取り介護の実施に当たっては、関わる全ての職員で情報の共有化を図り、協力体制を築きます。協力体制のもと、ご利用者の安らかな状態を保つように状態把握に努め、随時カンファレンスを行いながら、必要なケアを提供します。

(3) 疼痛コントロール

施設で提供できる医療体制には限界があります。疼痛コントロールが難しく、安心安楽な看取り期が送れないと嘱託医が判断した場合には、ホスピス等の医療機関を紹介する場合がございます。

(4) ケアに関わる以下の記録を整備します。

- ①看取りについての事前確認書（リビングウイル）
- ②看取り開始の同意書
- ③医師の診療記録（カルテ）
- ④看取りケア計画書（ケアプラン）
- ⑤経過観察記録（ケース記録）
- ⑥ケアカンファレンスの記録

(5) 職員教育

よりよいケアを行うため、死生観に関する教育・研修を定期的（年1回）に行い、看取りについての理解を深めることに努めます。

(6) 役割分担

- ①管理者
 - ・総括
- ②医師
 - ・診察
 - ・看取りケアへの移行段階の判断
 - ・家族への説明
 - ・緊急時や夜間帯の対応と指示
 - ・協力病院との連携調整
 - ・死亡確認、死亡診断書等の作成
- ③施設職員
 - ・継続的な家族支援
 - ・緊急時のマニュアル作成と周知
 - ・きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
 - ・身体的、精神的な緩和ケア
 - ・状態観察と経過観察記録や臨終期記録への記載
 - ・カンファレンスへの参加と記録
 - ・死後のケアとしての家族支援と身辺整理

6. 看取りに関する理解

職員は以下の内容について自己研鑽に努めます。

- ①看取りの理念
- ②死生観
- ③看取りの時期に起こりうる変化と対応
- ④夜間及び緊急時の対応
- ⑤チームケアの充実
- ⑥家族支援
- ⑦検討会

7. 医療費の自己負担

医療機関等に入院・通院した場合の医療費、薬代は自己負担となります。

8. 入院期間中における管理費等の取り扱い

ご利用者が医療機関等に入院された場合、室料、管理費は全額いただきますが、食費はいただきません。

附則

この指針は令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

氏名

前橋老人ホーム(特定施設入居者生活介護) 利用料の目安
31日の月の場合

【要介護1】

基本報酬	542	16,802	単位
看護体制加算	9	279	単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	682	単位
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		583	単位
介護職員等ベースアップ等支援加算		265	単位
合計単位数		20,026	単位
介護報酬(全体)		203,063	円
介護報酬(利用者負担:1割)		20,306	円

【要介護2】

基本報酬	609	18,879	単位
看護体制加算	9	279	単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	682	単位
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		651	単位
介護職員等ベースアップ等支援加算		296	単位
合計単位数		22,351	単位
介護報酬(全体)		226,639	円
介護報酬(利用者負担:1割)		22,664	円

【要介護3】

基本報酬	679	21,049	単位
看護体制加算	9	279	単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	682	単位
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		722	単位
介護職員等ベースアップ等支援加算		328	単位
合計単位数		24,800	単位
介護報酬(全体)		251,472	円
介護報酬(利用者負担:1割)		25,147	円

【要介護4】

基本報酬	744	23,064	単位
看護体制加算	9	279	単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	682	単位
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		788	単位
介護職員等ベースアップ等支援加算		358	単位
合計単位数		25,016	単位
介護報酬(全体)		274,733	円
介護報酬(利用者負担:1割)		27,473	円

【要介護5】

基本報酬	813	25,203	単位
看護体制加算	9	279	単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	682	単位
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		858	単位
介護職員等ベースアップ等支援加算		390	単位
合計単位数		29,512	単位
介護報酬(全体)		299,251	円
介護報酬(利用者負担:1割)		29,925	円

前橋老人ホーム 特定(予防)施設入居者生活介護 利用料

令和 6年 4月 1日

区分	項目	単 位
基 本	要支援1	183/日
	要支援2	313/日
	要介護1	542/日
	要介護2	609/日
	要介護3	679/日
	要介護4	744/日
	要介護5	813/日
加 算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位の11.5%
	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	合計単位の3.3%
	(3)介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位の1.5%
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22/日
	夜間看護体制加算	9/日
	地域区分	1単位=10.14円

※ 短期利用特定施設入居者生活介護費の単位数は上記表と同様になります。

※ (1) 令和6年6月からの施行

※ (2)(3) 令和6年4月、5月分のみ

令和6年4月1日からの介護保険制度改正に伴う新たな加算制度の説明について
同意します。

年 月 日

氏名

身元引受人氏名

